

(第一類 第一號)

衆議院内閣委員会議録 第五号

		平成二十四年三月二十三日(金曜日)	
		午前九時開議	
出席委員			
委員長	荒井 聰君		
理事	岡島 一正君	理事	後藤 祐一君
理事	田村 謙治君	理事	津村 啓介君
理事	若泉 征三君	理事	鴨下 一郎君
理事	平沢 勝榮君	理事	高木 美智代君
青木 愛君			
石山 敬貴君			
金子 健一君			
園田 康博君			
高井 崇志君			
道休誠一郎君			
長島 一由君			
畠 浩治君			
福島 伸享君			
村上 史好君			
森山 浩行君			
湯原 俊二君			
塙崎 恭久君			
竹本 直一君			
中川 秀直君			
江田 康幸君			
浅尾慶一郎君			
國務大臣			
内閣府副大臣			
内閣府副大臣			
厚生労働副大臣			
防衛大臣政務官			
内閣府大臣政務官			
外務大臣政務官			
厚生労働大臣政務官			
防衛大臣政務官			
下条 みづ君			
三月十九日		○荒井委員長 これより会議を開きます。	
○荒井委員長 御異議なしと認めます。よって、		○荒井委員長 これより質疑に入ります。	
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。江田康幸君。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でござります。	
めることに関する請願(北村誠吾君紹介)(第三十九号)		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
する請願(工藤仁美君紹介)(第三七五号)		す。	
社会保障・税一体改革の撤回に関する請願(宮本岳志君紹介)(第三五九号)		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。		す。	
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま		す。	
す。		○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま	
す。			

<p>新型インフルエンザへの対策の強化として、本法案におきましては、まず国や地方公共団体の行動計画を策定して、そして指定公共機関が指定されて、業務計画が計画されるわけでございます。そして、海外発生の段階では、国、都道府県の対策本部が設置され、特定接種、医療関係者や社会機能維持事業者への先行予防接種が実施され、水際対策もとれていく。こういうような中で、海外で発生したウイルスが病原性が強いおそれがある場合には、そしてまた国内で発生した場合、政府は緊急事態宣言を発出して、種々の緊急事態措置がとられることになるわけでございます。</p> <p>そこで、まずは最初の質問でございます。</p> <p>こういう法案に対して、その実施主体となるのは都道府県知事、また当然、医療関係者が重要な役割を果たしてくるわけですが、それでも、この都道府県関係者また医療関係者の意見に耳を傾けることが大変重要でございます。ここで御質問をいたしますけれども、全国知事会また日本医師会等からのこうした提言に対して、どのような提言があり、それがどのように反映されているか、まずは、これについてお伺いをさせていただきます。</p> <p>○後藤副大臣 先生御指摘のとおり、三年前の教訓を踏まえて、新型インフルエンザ等対策特別措置法という形で、ようやく国会で御議論いただく段階になりました。今までの先生方の御努力にも心から感謝と敬意を表したいと思います。</p> <p>特に、先生御指摘のとおり、この法律が通った中で、実際に関係をする方々の意見を十分踏まえて、実効性あるものにしていかなければいけないということは当然のことであります。</p> <p>○江田(康)委員 同様に、日本経団連からは、平成二十一年の六月並びに昨年の九月に、要請書と一緒に付与すること、さらには、自動車免許の更</p>	<p>新期限の延長など、新型インフルエンザ発生時ににおける行政手続に関する特例措置について法的整備を進めてくれというふうな御提言をいただいております。</p> <p>それを踏まえて、本法案におきましても、第四十五条で、感染防止のための協力要請、具体的にはイベント等の抑制ということも含めてあります。ですが、さらには、五十条から六十一条までの規定で、物資の確保等の国民生活及び国民経済の安定に関する措置などについて盛り込みをし、実施権限を広域自治体である都道府県知事に付与しているところでもございます。</p> <p>さらに、行政上の申請期限の延長等の確保ということでは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律を準用した形で、五十七条で、期限の延長について対応ができるよう規定を設けているところでもございます。</p> <p>また、日本医師会からは、昨年の十二月に、新型インフルエンザの診察に応じる医療従事者に対する十分な補償を行うこと、さらには、先生御指摘のとおり、ワクチンの優先接種の対象になる医療従事者の範囲について検討すること等の御要望をいたいでいるところでございます。</p>
<p>○江田(康)委員 同様に、日本経団連からは、平成二十一年の六月並びに昨年の九月に、要請書と一緒に付与すること、さらには、自動車免許の更</p>	<p>の危機管理体制を盤石なものとするために種々の提言があります。</p> <p>まずは、政府の指揮命令系統や対応窓口を一元化しておく、同時に、政府横断的な連携協力体制がとれるように平時よりしっかりと準備しておくべき、こういうふうに大変重要な提言がなされていますけれども、本法案でのこの反映についてあります。○後藤副大臣 先生御指摘のとおり、経団連からも、政府の指揮命令系統、窓口の一元化等についての御要望をいたいでいるところでございます。</p> <p>○後藤副大臣 先生御指摘のとおり、経団連からも、政府の指揮命令系統、窓口の一元化等についての御要望をいたいでいるところでございます。</p> <p>本法案では、政府の指揮命令系統の一元化については、まず、関係省庁が緊密に連携して的確かつ迅速に対策を実施するため、新型インフルエンザ等の発生において、一つとして、内閣総理大臣を本部長とし、その他全ての国務大臣から構成される新型インフルエンザ等対策本部を臨時の内閣に設置、これは十五条一項で規定しております。</p> <p>さらには、政府対策本部は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項等を明示する基本的対処方針を定める、十八条一項で規定されています。さらには、政府対策本部長は、都道府県知事等や指定公共機関に対する具体的な総合調整等を行う、二十条一項の規定を設けさせていたしております。</p> <p>さらには、政府対策本部は、新型インフルエンザ等の発生時も確保できるよう適宜実施する訓練を定期的に行なう、二十二条一項で規定をさせています。</p> <p>さらに、平時の段階で訓練ということが必要だということで、二十二条一項でその訓練規定を定め、幅広い官民の協力体制がスムーズに新型インフルエンザ等の発生時も確保できるよう適宜実施するなど、法案に規定する意思決定手順や民間の協力確保が迅速かつ的確にとれるように対応しているところでございます。</p> <p>○江田(康)委員 それでは、まず、この法案によって政府の行動計画を定めるという形で、六条二項第三号を設けさせていただいて、知事会また医師会の皆さん方の御要望にというか、実効性を担保することができるよう規定を盛り込んでいるところでございます。</p>
<p>○江田(康)委員 同様に、日本経団連からは、政府の初動体制また指揮命令系統の混乱が我が国の社会経済に及ぼす影響を懸念する観点から、政府</p>	<p>で、医療関係の措置といわゆる水際対策について規定されているところなんですが、まずは水際対策についてであります。</p> <p>三年前にインフルエンザH1N1が流行した際には、平成二十一年の四月二十八日から五月二十一までの間に、メキシコ、アメリカ本土、カナダから直行便の全てに対して機内検疫を実施してまいりました。延べ九百七機、約二十二万人に及ぶ方が機内検疫の対象となつたと承知しております。</p> <p>一連の検疫の取り組みによって、五月の九日には入国しようとする患者の方を確認して停留の措置を実施するなど、病原体の国内侵入をおくらせます。</p> <p>さて、そして、国内における対応体制等に一定の寄与があった、効果があつたというふうに考えられます。他方では、期間中の五月の十六日に既に国内で初めての患者の方が確認されたところでもあって、状況に応じて縮小、中止を含めた柔軟な対応の実施がなされるべきという評価もあつたわけでございます。</p> <p>この三年前の事案については、平成二十一年六月に、新型インフルエンザH1N1の対策総括会議においても報告を取りまとめておられますけれども、厚生労働省として、前回の事案における水際対策にどのような意義、教訓を認識しているのかを伺います。</p> <p>とともに、この水際対策については、さまざまなものと評価、受けとめ方があるわけでありますけれども、やはり国内への病原体の侵入による流行の開始を少しでもおくらせることが意義は大変重視されるべきものと考えております。</p> <p>特に、今回は高病原性のH5N1タイプの新型インフルエンザが予想されているわけですから、これにおいてはなおさらのことだと思いますけれども、政府において、次の新型インフルエンザ等の発生においてはどのように水際対策を実施する考えであるのか、あわせてお伺いをいたします。</p> <p>○辻副大臣 江田委員には、いつも医療問題等、厚生労働省に対しまして御指導いただいておりま</p>

すこと、心より感謝申し上げたいと思います。
さて、平成二十一年の新型インフルエンザ発生の際の水際対策の反省点ということでの御質問がございました。

その折の水際対策につきましては、海外発生の初期において、致死率が高い、または不明という情報がありましたことから、当時の行動計画やガイドラインに基づきまして、機内検疫、隔離、停留等の措置を講じたところでございます。

その際、五月八日に機内検疫で三名の患者を発見、隔離し、その濃厚接触者約五十名を停留させたことなどにより、発生初期の段階でこれらの患者を端緒とした流行を防止できたと考えております。しかしながら、御指摘ございましたけれども、して、委員からも一定の効果があつたと言つていただいたところでございます。

新規インフルエンザ総括会議の場などにおきまし

て、検疫を含めた水際対策については、ウイルスの侵入を完璧に防ぐための対策ではなく侵入をお

くらせる対策であるとの国民への事前周知が不

十分であつたため、過度な期待感を与えたこと、

また、病原性の程度がそれほど強くないと判明し

た段階で、国内で渡航歴のない患者が判明した段

階や確認された段階で、機動的に検疫措置の縮小

ができなかつたことなどが課題として指摘されておりまして、そのことが、反省点といえばそういうことにならうかと思うわけでございます。

そこで、御質問のように、今後どうしていくの

かということになるわけですから、そのよう

な御指摘や反省点も踏まえつつ、やはり水際対策

はあくまでも国内発生をできるだけおくらせるた

めに行うものであり、ウイルスの侵入を完全に防

止するためには、行動計画におきまして、ウイルスの病原性や感染力、海外の状況等を勘案し、水際対策を実施する合理性が認められなくなつた場合には、措置を縮

小することとしているところでございます。

また、新型インフルエンザ専門家会議からは、

病原性の程度に応じた対策の実施、縮小の具体的

な目安についても提言をいたしました。

こうした専門家の御意見を踏まえて、水際対策を

適切に行っていきたい、このように考えておりま

す。

○江田(康)委員 水際対策について確認させてい

ただきました。

これとともに大変重要なつてくるのが、予

防接種等でございます。

それらについて以下質問をさせていただきます

が、まずは、ワクチンの生産体制の整備について

拡大を防止するために重要なのが、予

防接種等でございます。

これらについて以下質問をさせていただきます

が大変重要なつくるのが、予

防接種等でございます。

の報告から、致死率が極めて高いことがわかつておりります。

このような鳥インフルエンザウイルスが変異すること等により、人から人に効率よく感染する能力を獲得し、高い病原性の新型インフルエンザが発生することが懸念されていることから、現在、鳥インフルエンザH5N1の中から複数のウイルス株を選定し、プレパンデミックワクチンの製造、備蓄をしております。

備蓄するワクチン株につきましては、現在の鳥インフルエンザの発生、流行状況、それから先生御指摘の交差免疫性、それからワクチンの製造効率等を踏まえまして、毎年、新型インフルエンザ専門家会議の意見を踏まえて選定しております。○江田(康)委員 これからも、新たに海外でも発生するその状況を踏まえて対応するということでおございます。今後起こり得る一番近い株を迅速に準備しておくこれが大変重要でありますので、的確な対応を厚生労働省はすべきだと申し上げておきます。

さらに、特定接種の優先順位について、これも大変国民的な注目度の高いところでもございますので、質問をさせていただきます。これもまた、二十年の九月に、「新型インフルエンザワクチン接種の進め方について」ということで示しておきました。確かに、医療関係者だけでも、これについては日本医師会から、医療従事者の範囲に事務職員も含めてほしい、そういう要望もございました。確かに、医療関係者だけで医療の対応ができるわけではなくて、そこにかかる事務職員の皆さんがあつて成立するわけでございます。

そういう意味では、事務職員も含めるべきだといふのは妥当な考え方だと思いますが、このような要望も踏まえて、広く関係者の意見を反映していく必要があると思ひますけれども、今後、特定接種の対象者についてどのように議論して決定していくのか、最終的には行動計画にこれを明示する

ということになるかと思いますけれども、それらの点について副大臣から御説明をいただきたいと存ります。

○後藤副大臣 先生御指摘のとおり、本法案の六条二項三号で、政府行動計画をつくる中で登録基準に関する事項を定めるという規定がございます。

これは、いずれにしても、今後、具体的に幅広い関係者の御意見ということになりますが、一つ

の考え方としては、先生、先ほど来御指摘をされたように、平成二十年の教訓の中で、「新型インフルエンザワクチン接種の進め方について」という取りまとめをされております。その中で、いろいろな優先順位がございます。先行順位の対象者に分けて対応を進め、特に医療関係者の方についてはカテゴリーI、II、数字が少ないほど優先順位が高いという取りまとめです。

ただし、今回、先生も御案内とのおり、二十年のたたき台がこの法案の一つの土台となるという

ふうには思いますが、指定公共機関制度というのを第二条六号で設けたこと、さらには登録業者と規定をさせていただいております。そういう意味

の生活や経済の安定に寄与する業務を継続的に実施する努力義務というのもあわせて四条三項で規定をさせていただいております。そういう意味

で、接種を実施する、厚労大臣が必要と認める場合という場合で、社内診療の活用など接種の円滑化

が順次供給される、すなわち、全て一億二千万人のワクチンをつくったわけではないんですね。

これが、二十年の九月に、H1N1の場合には、ワクチンが順次供給され、卵培養であったことでもあり、それは全てそろわなかつた。そういう中でワクチンが順次供給され

ていったわけですけれども、そのときも、優先接種対象者として、医療従事者、妊婦、基礎疾患のある者、子供、高齢者という順に優先順位を決定して、順次接種をしていきました。

今回、三年たって、また二〇〇九年のH1N1の事例を踏まえて、政府においては今後どのように優先接種の対象者を決めていくか、また拡充もしていいのか、ここにおいて最新の考え方を中川大臣にお聞きしたいと思います。

○中川国務大臣 江田委員におかれでは、これまで貴重な御提言を党あるいはそれの関係機関を通じていただいておること、私からも感謝を申上げたいというふうに思います。

発生の際の住民に対する予防接種の優先接種対象者、これはこれまでも議論をしていただいてい

ますけれども、本年一月に取りまとめられました厚生労働省の専門家会議の意見書がござります。

これでは、重症化や死亡をできるだけ抑えるため医学的にハイリスクの方々からやつていくという観点、それからもう一つは、日本の将来を守ることに重点を置いて子供たちから接種をしていくという観点、こんなことが考え方として示されたというふうに承知をしています。

そういうもの踏まえて、これから、本法案に基づいて住民に対する予防接種を実施する際に

は、発生した新型インフルエンザ等のウイルスの病原性、それから各年齢層における重症化率及び死亡率に関する情報等を国内外から情報収集いたしまして、改めて専門家の意見を聞きながら、政府対策本部において優先接種対象者を決定し、基本的な対処方針において示していくという

手順になつてまいります。

しかし、例えば、あらかじめ専門家の意見を聞いて、幾つかのパターンを、順位づけを検討しておくことなど、新型インフルエンザ等の緊急事態等に迅速に優先接種対象者を決定するための方策については、少し工夫をして今後検討をしていきたいというふうに思っております。

○江田(康)委員 工夫をしてということでございましょうけれども、現実的な対応をしっかりと踏まえて決めていく必要がありますので、どうぞ対応をよろしくお願ひしたいと思うんです。

そして次に、前回の二〇〇九年のH1N1の場合には、病原性がそれほど高くありませんでした。

今回予想されるのは病原性が大変高いものでございまますけれども、現実的な対応をしっかりと決めていく必要がありますので、どうぞ対応をよろしくお願ひしたいと思うんです。

そして、その予防接種について、住民に対しても接種としてこれを実施するわけではございませんでした。

今想定しているのはこの病原性が高いウイルスでありまして、これは前回のH1N1のときは違つて、そういう意味で、患者の、また発生者の自己負担を求めるべきではないわけであります

が、法制上、自己負担はないということでよいか、確認をしておきたいと思います。

また、住民に対する予防接種というのは市町村

が実施主体となつてゐるわけでありまして、市町村の財政負担をできるだけ軽減すべきと考えますけれども、本法案の財政上の措置について確認させていただきます。

○中川国務大臣 先ほど申し上げたように、政府対策本部が予防接種の実施等について基本的対処方針を定めるということから始めるわけですから、予防接種法に基づく臨時接種として実施をするということになつてきます。そういうことから、御指摘のとおり、全額公費で実施をしていくということことで、自己負担は設けないという前提になつております。

また、では住民に対する予防接種の実施費用を国と地方とどう考えていくかということなんですが、新型インフルエンザ等が全国的に蔓延をして短期間に数十万人の規模の死亡者が発生し得るという点で、大規模災害と類似する状況において行わるものであるというふうに考えていくといふことであつて、その二分の一を国が負担していくということとともに、災害救助法に倣いまして、地方公共団体の財政力に応じた国庫負担率のかさ上げ措置ということをやつていきたいというふうに思つております。

これに加えて、新型インフルエンザ等緊急事態に対処するため、地方に過重な負担とならないよう、地方公共団体が支弁する費用に対し国は必要な財政上の措置を講じるということに、付加した、条項を加えておるわけですが、具体的な財政措置の内容は発生時の状況を踏まえて検討するということになつております、まずは必要な対策が確実に実施されるということ、これを前提に考えていいきたいというふうに思います。

○江田(康)委員 今大臣は、前回のH1N1とは違つてこれは強毒、高病原性のものですから、住民の自己負担はない、しかし、事業として市町村が実施主体になつてやるわけですねども、その費用についてはやはり一部発生すると。

市町村の財政指標に従つて、五〇%、八〇%、九〇%と、こういうふうに国が補填するということだと思うんですが、災害対応の担当大臣でございります。今回の東日本大震災でも、このことは、例えれば瓦礫処理なんかにおいても大変問題になつたんです。やはり実施主体が市町村だから、最後まで市町村の負担は残すということで、我々はそれを九九・九%まで国の補填措置を引き上げたんです。そういうような、九〇%で終わりというようなものではなくて、これは国家の危機管理でありまして、病原性の高い新型インフルエンザに関しては、特例として、やはり市町村の負担は一〇〇%国が持つ、こういうふうに本来あるべきだと私は思うんです。

また、それに対して一工夫も二工夫もして、市町村の負担を軽くする。なぜなら、前回のようない少人数で終わるわけではないんです。これは、この予防接種を一億二千万人が受けるわけですから、その規模は莫大であります。ですから、そういう負担というのは市町村にとつて大変大きいと思つてあります。

○中川国務大臣 御指摘のとおり、いわゆる大規模災害と同じレベルでこの問題を考えていくといふことが出発点だというふうに思つております。その場合、二分の一を国が負担するということになりますが、災害救助法に倣つていくと、地方公共団体の財政力に応じた国庫負担率のかさ上げ措置を講じていくことになります。今度の東日本の大震災でもそういう形でのかさ上げがありますが、災害救助法に倣つていくと、地方公共団体の財政力に応じた国庫負担率のかさ上げ措置を講じていくことになります。

その結果、二分の一を国が負担するということになりますが、災害救助法に倣つていくと、地方公共団体の財政力に応じた国庫負担率のかさ上げが、感染防止のため、施設の使用、また、外出の自粛、学校の休校、催し物の開催の制限等の要請、指示を行うことができるときとされていますけれども、その対象、そして期間、具体的にどのように対応を想定しているのか。混乱も予想されるわけでありますけれども、それを事前にどのように想定しているのか、お伺いいたします。

また、要請や指示を受けた者がそれに従わない場合の罰則などについては、実効性を担保するための措置としてどういうふうになつていて、お伺いをいたします。

○中川国務大臣 想定をしている新型インフルエンザ等は高い感染力を有しているということです。不特定多数の者が集まる機会をできるだけ少なくしていいくこと、そして、感染拡大を防止するために、さまざまな有効な手段を講じていくことがあります。これは、昨年九月に改定をされました政府の行動計画においても、対策の一つとして盛り込まれております。

○江田(康)委員 本法第四十五条の感染を防止するための協力要請等、これは、この実効性を高めるために、全国知事会からの要望も踏まえまして、都道府県知事に付与された権限ということになつております。当該権限は、政府対策本部長が新型インフルエンザ緊急事態宣言の対象区域に限つて行うことなどがで

次に、感染防止の協力要請等についてお伺いをさせていただきます。

本法案においては、都道府県知事にさまざまなもので、今回が対応されております。

1のときには、その権限が法的担保がなかつた、大変そこに不安があつたわけでございますけれども、今回はそれが対応されております。

病原性の高い新型インフルエンザが発生した場合には、都道府県知事に強力な権限を与えて、国民の生命、健康を守り、社会機能を維持することが必要でありますけれども、一方で、やはり国民の権利に加えられる制限は必要最小限のものとしなければならないであります。

そういう意味で、この法案では、都道府県知事が、感染防止のため、施設の使用、また、外出の自粛、学校の休校、催し物の開催の制限等の要請、指示を行うことができるときとされていますけれども、その対象、そして期間、具体的にどのように対応を想定しているのか。混乱も予想されるわけでありますけれども、それを事前にどのように想定しているのか、お伺いをいたします。

また、要請や指示を受けた者がそれに従わない場合の罰則などについては、実効性を担保するための措置としてどういうふうになつていて、お伺いをいたします。

○江田(康)委員 今質問した件については、大臣、そうであるかと思います。

それに加えて、例えば、都道府県知事、市町村が指示して、物資、土地、施設の収用によつてこ

うむづた損失、こういうものに對して補償はどのようになつていて、また、もう一方では、イベントを中止して延期した場合に、主催者の損失に對する補償についてはどうなつていくのか。さらには、学校とか保育所とか、社会福祉施設で休業を伴う負担が発生するわけでありますけれども、これに對して、経済的な支援についてどこまで検討してきたか、それについてお答えをしていただきたいと思います。

○中川国務大臣 結論から申し上げますと、いわゆる学校だとか興行場等の使用の制限等に関する措置については、事業活動に内在する社会的制約であると考えられることから、公的な補償は考えおりません。

学校、興行場等の施設の使用が新型インフルエンザ等の大規模な蔓延の原因となるということから、制限が実施をされるということ。それから、本来、危険な営業行為等は自粛されるべきもので

ら、新型インフルエンザ等緊急事態宣言中に潜伏期間等を考慮してなされるものであって、その期間は一時的であるということ。最後に、学校、兌行場等の使用制限の指示を受けた者は、法的な義務を負いますけれども、罰則による担保等によって強制的に使用を中止させるものではないということ。こんなことから、権利の制約の内容は限定的であるというふうに考えまして、先ほどのようないくつかの結論に達しています。

ただし、国民や事業者が生活や事業を立て直すために資金を必要とするということが想定されますが、この法案では政府関係金融機関等による融資に関する規定を置いておりまして、必要に応じて特別な融資等を利用できるというふうな枠組みを講じていきたいと考えております。

○江田(康)委員 わかりました。

次に、もう時間もなくなってきたているんですが、大事な医療提供体制について確認をさせていただきたいと思っております。

○江田(康)委員 わかりました。

まず、平時からの新型インフルエンザの発生に備えた医療提供体制の整備について、国の支援も含めてどうなか、これについてお伺いをしたいと思います。

それでもう一つは、海外発生に伴つて、発生したエリア、それから国内で流行していくわけでござりますけれども、この海外発生の時点で、発生したエリヤ周辺に在留していた邦人がまとまって一時帰国することも考へられて、いわゆる発熱外来を設けることも前回は想定したわけあります。そういう想定もされるけれども、前回は、発熱外来という名称を使いました、それが誤解を招いて、実際に新型インフルエンザで発症しているかどうかにかかわらず、熱があれば発熱外来といふことで、殺到して混乱もあったわけであります。

昨年九月の政府行動計画の見直しでは、その反対しましては、平時から、渡航歴等によつて当該外来で対応する方々の絞り込みを図ることとしたものであると理解します。

また、感染リスクの高い医師等の医療関係者に對しましては、平時から、新型インフルエンザの診療についての研修を行うことにより、診断能力

の向上や正しい知識の普及啓発を行つてきたところでございます。

こうした取り組みを通じまして、平時から新型インフルエンザ発生に対応できるよう、御指摘を受けとめさせていただきつつ、しっかりと医療機関の体制の整備をこれからも図り、努めていきたい、ともしておりますが、これは必要な措置と考えますけれども、具体的に、どのような場合に臨時の医療施設を開設して役割を担うことになるか、あわせてお伺いをしたいと思います。

○辻副大臣 三つ御質問をいただきました。平時よりの医療体制の整備の問題、蔓延期の問題、そして臨時の医療施設の問題、それともしてあります。臨時の方は、健康局長から答弁させていただきます。

府県においては、原則として、感染症指定医療機関だけではなく、一般の医療機関で新型インフルエンザ患者の診療を行うこととしているところです。

このため、平時から医療機関において新型インフルエンザに対応する体制の整備を図ることといたしておきました。このため、平時から医療機関において新型インフルエンザに対する必要な医療を提供できない場合には、法案の第四十八条に基づきまして、都道府県知事は、臨時の医療施設を開設し、応急的な医療院等の許容量を超えるなど、新型インフルエンザ患者に対する必要な医療を提供できることといたしておきました。

東日本大震災の災害のときにも、この社会的弱者の皆さんへは情報が届いていない、そういうような大変大きな問題がございました。このように政府の一元的な情報提供体制も大変重要なと感じて、いざれにいたしましても、医療提供体制の維持、確保に努めていきたい、このように考えております。

○江田(康)委員 もう一つお伺いしたいのが、今回の法案においては、新型インフルエンザ等の緊急事態におきましては、感染地域の都道府県知事が外出自粛の要請を行うことができるわけになります。それで効果的な感染防止にも資するわけがありますけれども、一方で、不幸にも新型インフルエンザ等に罹患した方で在宅療養の状況にある方々は、タミフルなどの薬の処方を受けるため医療機関を訪れることがあります。患者の方々が通

院のために外出するのは、これはやむを得ないことはいえ、できるだけ回避されることが望ましいと考えます。

このため、例えば、一度診療を受けて抗インフルエンザウイルス薬の処方を受けた方が継続して薬の処方を受ける、そういうような場合とか、また、インフルエンザ薬ではなくて、ほかの慢性疾患をお持ちで、その薬を継続して医師の診察をしておりますけれども、現行の行動計画におきまして、蔓延期についての医療提供について考えますけれども、一般的な医療機関でも新型インフルエンザ患者の診療を行うこととしているところであります。

こうした状況におきましては、軽症の入院患者には退院を促し、重症者の治療に必要な病床を確保することや、臨時応急的に新型インフルエンザ等の入院患者を感染症病床以外の病床で受け入れたり、定員を超過して受け入れることなどの措置を各医療機関において講じることにより、医療提供体制の維持を図ることといたしておきます。

さらに、そうした取り組みをもつてしても、病院等の入院患者を感染症病床以外の病床で受け入れたり、定員を超過して受け入れることなどの措置を各医療機関において講じることにより、医療提供体制の維持を図ることといたしておきます。

それと、もう一つ加えまして、社会的弱者への支援についてということであります。

病原性の高い新型インフルエンザが蔓延した場合には、在宅のひとり暮らしの高齢者、障害者、いわゆる社会的弱者の方々への見回りとか、介護、食事の提供などが課題になると考えます。本法案や行動計画では、この点についてどのように対応しているか。

まず第一点目ですけれども、御指摘にございましたように、新型インフルエンザの患者が外出したときに、新型インフルエンザの患者が外出し、医療機関を訪れることが新たな感染の契機となり得ることから、このような機会を減らすことができるように、現行の行動計画におきましては、一定の条件のもとで、医師が電話で診療を行い、ファクシミリ等により処方箋を発行することを想定しているところでございます。

また、本年一月に取りまとめられた新型インフルエンザ専門家会議の意見書では、ファクシミリでの処方ができる具体的な場合として、慢性疾患等を有する定期受診患者の場合、また、インフルエンザ様症状のため最近の受診歴がある場合などが挙げられておるところでありまして、こうした意見、また委員からの御指摘も踏まえて、実際の運用について検討していくたい、このように考えております。

政府の行動計画を定める際には、医学・公衆衛生分野を初め、地方行政あるいは危機管理等に関する広範な分野の学識者を構成員とする専門会議を開催していくことにしております。そして、さらに人数を絞り込んで、基本的対処方針を定めるときには、この学識経験者のうちから、迅速に意見を伺うことができるような人数の中で、専門家の知識込んで対応していくことで、専門家の意見というのを生かしていきたいと思うふうに思つ

それで、そういうものと比較して、スペイン風邪というのが過去ありましたね。それでは四千万人近くなった、こういうことなんですが、そのときの日本の死亡者は数十万人で済んでいます。

して危機対応をしていくということ、これが大切であろうというふうに思つておりますし、そういう前提で今回の法律の枠組みを策定したということとあります。

自公初め皆さんの御提言をしつかりいただいて、それをもつて、中に組み込みながら、統一化した形で国全体としてこれに取りかかつていこうといふような体制ができ上がりがっていったということ、これについてお話を申立てたところ、二、三のうえで

もう一点、弱者に対する策的な意味合いのことでの御指摘でありますけれども、現行の行動計画におきましては、国内で感染が拡大しつつある国内感染期における在宅の高齢者や障害者の方々などの社会的弱者への対応につきましては、厚生労働省の要請によつて、市町村が、見回り、介護、訪問診療、食事提供等の支援、また搬送、死亡時の対応などをを行うこととしているところでございます。その具体的な内容につきましては、本法案に基づき作成される市町村行動計画において定められるものと考へておるところであります。が、関係者の御意見、また委員からの御指摘も踏まえさせていただいて、今後とも必要な協力をを行つていただきたい、このように考えております。

そして最後に、これは短期間に数十万人規模の死者者が発生するというようなおそれがある、それこそパンデミックフルーでありますから、しっかりとそうした認識に立つて、この対策、行動計画等の実効性をさらに高めるために本法案を提出したということになりますが、その上で、これから中身について、行動計画、対処方針等々、議論をしていきます。どうぞ、また御参加もいただいて、その中でしつかりとした信頼性のある対応策ということをつくっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○江田(康)委員 以上で終わらせていただきま

す。

ありがとうございます。
○荒井委員長 次に、竹本直一君。

○竹本委員 新型インフルエンザの問題につい

てかしい対応をしなきゃいけませんが、必ず走るとは限らないのがまた別の真実です。ですから、今回この特別措置法で対応されるわけですが、その辺、蓋然性とかいうような意味で、どういうめどというか目安でこういう対策法が必要だという考え方なのか、大臣のお考えをまず聞きたいと思います。

○中川国務大臣　今回の高病原性インフルエンザについては、さまざまなお指摘があるところであります。社会の情勢あるいは科学技術、それから過去に起つたものとは大分違った体制というのら、それに対応する社会の仕組み、医療技術等々、が、日本の中にも、あるいは世界の中にもでききていているんだろうというふうに思います。

しかし、それを踏まえても、今それぞれ、東南アジアであるとか中国であるとかいうところで、鳥から人へ発現されている、いわゆる鳥から鳥、鳥から人へ

○竹本委員 法案として提出していくただくことに
なつたのは非常にありがたいことで、ぜひしっかりと
その体制を組んでいただきたいんですが、
我々も、二年前の十一月だったと思いますが、自
公両党でこの勉強会を開きました、自民党は川崎
二郎さんがヘッドだったと思います。公明党さん
は坂口先生がヘッドだったと思います。その中で、
私もメンバーに入つておるんですが、いろいろ議
論の中で、やはり、ある事象が可能性としてある、
それに対してどれだけの装置を用意するかと常に
議論になつたわけですね。小さいものをやるために
大仕掛けな装置をつくつて、そういう事態が発
生しなかつたら空振りに終わる、これは大変な無
駄じゃないか。しかし、絶対起らぬといふこと
とはあり得ないので、必ず起るであろう。そ
ういふことは、つまり最も見つけ出すと目まぐさぎ、す
と思います。

○江田(廻委員) しつかりと市町村の行動言語に対する対応が盛り込まれるよう、国として全面的にこれを支援していただきたいと思います。
もう最後の一分でござります。

○荒井委員長 次に、竹本直一君。

しかし、それを踏まえても、今それぞれ東南アジアであるとか中国であるとか、そういうところで発現されている、いわゆる鳥から鳥、鳥から人へのH5N1というのではなく、非常に病原性の高いものであって、これがいつどこで発生するか、そこそこ予測

生しなが^てから振りに終わる。これは大変な無駄じやないか。しかし、絶対起こらないといふことはあり得ないので、必ず起ることであろう。そうすると、やはり最大限の対応を用意しなきゃいけない。そこにはコトバ^{コトハ}がある。

中川大臣 厚生省備考に「新季インフルエンザ」がござります。そこでこの意見が反映されてくる。ところが、内閣官房においては、専門家の意見を聞くための会議というのが今現在ございません。こういう会議を設けて意見の反映を図つたらいかがかだと思いますが、どうでしようか。

も、中川九郎もそれを冒頭にお伺いしたくんでありますけれども、世界の歴史を振り返ってみると、ちょっと調べてきましたが、戦争とか天然災害あるいはその他事故等によっていろいろな人が亡くなつたケースがたくさんあります。

あつて、これが少しずつ發展してくるか、そのことについては非常に切迫感が出てきているということと、これは事実でありますし、そういうことを前提に考えていくと、やはり最悪の事態を前提として対処をしていくことが必要なのであるうと、いうふうに思うんです。

この辺、非常に難しいと思うんですよ、担当大臣として判断されるのに。しかしながら、想定外という言葉が一時はやつたけれども、想定外で事を招いたということだけにはならないようになはり備えざるを得ないのでないのではないか、このように

それを含めて、大臣、最後に、この新型インフルエンザ対策について、総合的な、強力に進めていく大臣の決意をお伺いして終わりたいと思います。

○中川国務大臣 貴重な御提言ありがとうございます。

一千万人ぐらいが亡くなつておられますね。第一次大戦では四千五百万ぐらい、そのうち二千人が旧ソ連だと言われておりますけれども。日露戦争で約九万人、関東大震災では十・五万人、阪神・淡路のときは六千四百人、それから東日本大震災は、全部で二万人ぐらいですね、不明者を含めます。

その切迫感、危機感が、これまで野党の皆さん
が政権についておられたときに行動計画として策
定をされ、準備をしてきた。それを改めて法律
にまとめて、それぞれ国や地方自治体の責務とい
いますか、何をしていかなければならないかとい
うことを見つめさせた上で、最悪の事態を想定す

思つております。
少し具体的なことについてお聞きしていただきたい
と思います。

まず、この法案の立法の趣旨なんですけれども、
先ほど言つておりました勉強会もそうですが、平
成二十一年六月に自公両党で取りまとめました、大

臣今言つておられた、我々が与党時代にやつたんではすけれども、島由来新型インフルエンザ対策に関するプロジェクトチームの提言ですけれども、ここにおいては、公衆衛生の枠組みを超えて、大規模災害対策等と同等の観点から、都道府県知事に必要な権限等を付与するための法的な整備を検討することについて提言を行つておられるわけです。

今回の法案も、都道府県知事に中心的な役割、権限を付与しております。我々の提言のみならず、実際の立案に当たつては、都道府県を初めとする現場の地方公共団体の意見を反映しているものと考えておりますが、ここに至るまでどういう話し合い、調整をしてこられたか、概略を御説明願いたいと思います。

○園田大臣政務官

御指摘ありがとうございます。

先ほどもお話を出ておりましたけれども、平成二十年六月の段階で、当時の自公の与党島由来新型インフルエンザ対策に関するプロジェクトチーム、こちらで御提言をまとめていただきまして、そこをベースに今日まで政府内で検討をしてきた、そしてまた、今般ようやくこの法律案として御提出をさせていただくことになったということです。

その法案作成に当たりまして十分そのプロジェクトチームの提言を参考にさせていただいたおかげでござりますけれども、同時に、御指摘のように、こちらで御提言をまとめていただきまして、そこをベースに今日まで政府内で検討をしてきた、そしてまた、今般ようやくこの法律案として御提出をさせていただくことになったということです。

その法案作成に当たりまして十分そのプロジェクトチームの提言を参考にさせていただいたおかげでござります。

これを受けて、内閣官房においては、この間、新型インフルエンザ発生時に多くの実務を担当していく都道府県そして市町村との間で実務者レベルによる検討協議会を開催させていただきまして、精力的に議論をしてまいりました。あと

と、政務レベルにおいても、重要な節目において

意見交換をさせていただきました。これはことしでござりますけれども、知事会と長浜副長官との意見交換会を開催させていただきました。それから、先ほど申し上げた地方公共団体関係者と実務者の検討協議会につきましては計三回、二十四年の二月二日、そして十三日、さらには三月六日の二月二日、そして十三日、さらには三月六日、行つてきたというところでございます。

○竹本委員 御苦労さまです。

それで、我々は経験から学ばなきやいけないと

ころがございますが、三年前に流行しましたインフルエンザA、H1N1二〇〇九、これに対する対応が一つの教訓になつていると考えるんですけれども、政府側における三年前の事案の検証は、

新型インフルエンザ（A/H1N1）対策総括会

議において行われております。この報告書は今回

の法案にどのように生かされているのか。

つまり、これも、想定して準備をしたけれども

全部使われなかつた、こういうことが事実としてありますよね。だから、報告書を読めばわかるところから、医療従事者にいうことかもしねいけれども、どのように今回

の法案作成に役立てられたのかどうかについて聞

きたいと思います。どなたでも結構です。

○園田大臣政務官

先生御指摘の三年前の新型イ

ンフルエンザの発生に対する対応について、厚生

省の新型インフルエンザ対策総括会議、これは二〇一〇年六月に報告書が取りまとめをされて

いたところでございます。

この報告書の指摘を少し読み上げさせていただきますと、まず、水際対策の実施については、病

原性等を踏まえまして、専門家の意見をもとに機

動的に縮小などの見直しが可能となるようにする

べきであるということが一点。それから、学校等

の休業要請につきましては、国が一定の目安、例

えば方針であるとか基準、そういうふたこと、国が

一定の目安を示した上で、地方自治体が運用を判

断するべきであるという点。それから、医療従事

者の協力を確保するために、死亡または後遺症を生じた場合の補償制度についても検討するべきである。それから、ワクチン接種に関する、やはり実施主体あるいは費用負担のあり方についても検討をするべきであるという御指摘をいただいてきたところでございます。

さらに、実際に対策を講じた自治体、地方公共団体からも、企業活動などの社会活動の制限についてもあらかじめ法制化をしておくべきではないかというような御要望をいただいてきたところでございます。

それを受けまして、今法案につきましては、まず、検疫の実施などの新型インフルエンザ等の対策の実施に当たつては、専門家の意見を踏まえ、基本的対処方針を定めて的確かつ柔軟に行うという形をとらせていただいています。それから、学校あるいは興行場の使用制限、停止などの要請等につきましては、やはりこれが基本的対処方針をきっちりと示していくという形の法案をつくることになりますよね。だから、報告書を読めばわかるところから、医療従事者にいうことかもしねいけれども、どのように今回

の法案作成に役立てられたのかどうかについて聞

きたいと思います。どなたでも結構です。

○園田大臣政務官

先生御指摘の三年前の新型イ

ンフルエンザの発生に対する対応について、厚生

省の新型インフルエンザ対策総括会議、これは二〇一〇年六月に報告書が取りまとめをされて

いたところでございます。

この報告書の指摘を少し読み上げさせていただきますと、まず、水際対策の実施については、病

原性等を踏まえまして、専門家の意見をもとに機

動的に縮小などの見直しが可能となるようにする

べきであるということが一点。それから、学校等

の休業要請につきましては、国が一定の目安、例

えば方針であるとか基準、そういうふたこと、国が

一定の目安を示した上で、地方自治体が運用を判

断するべきであるという点。それから、医療従事

者の生命と健康を守り、我が国社会の混乱を回避するためには、まさに国家の危機管理の問題ととして、政治の責任において国及び地方公共団体が総力を挙げて対処することが必要だ、こういうことを言っておるんですけども、今回の東日本大震災の対応を見ておりましても、私は、政府のやつておられる対応はいろいろな面で非常に不満があります。

特にあれなのは、国が自治体に指示をして、自

治体が住民に対し何らかの施策を、手を打つわけですけれども、自治体によって物すごく反応が、対応が違う。対応が違うというのは当たり前かも知れませんけれども、ある自治体では非常によく、先ほど申し上げた地方公共団体関係者と実務者の検討協議会につきましては計三回、二十四年の二月二日、そして十三日、さらには三月六日。

そして、直近におきましては、中川大臣も全国知事会と電話会談もしていただくなど、丁寧に実務者と、それから知事会の皆さん方も意見交換を行つてきたというところでございます。

さらに、実際に対策を講じた自治体、地方公共団体からも、企業活動などの社会活動の制限についてもあらかじめ法制化をしておくべきではないかという誤差があつたときに、やはり国家の行政機能、政治機能として、もう少し同じような、ナショナルミニマムというか、そういうふたものを確立するべきであるという御指摘をいただいてきましたところでございます。

それを受けまして、今法案につきましては、まず、検疫の実施などの新型インフルエンザ等の対応が一つの教訓になつていると考えるんですけれども、政府側における三年前の事案の検証は、

新型インフルエンザ（A/H1N1）対策総括会議において行われております。この報告書は今回

の法案にどのように生かされているのか。

つまり、これも、想定して準備をしたけれども

全部使われなかつた、こういうことが事実としてありますよね。だから、報告書を読めばわかるところから、医療従事者にいうことかもしねいけれども、どのように今回

の法案作成に役立てられたのかどうかについて聞

きたいと思います。どなたでも結構です。

○園田大臣政務官

先生御指摘の三年前の新型イ

ンフルエンザの発生に対する対応について、厚生

省の新型インフルエンザ対策総括会議、これは二〇一〇年六月に報告書が取りまとめをされて

いたところでございます。

この報告書の指摘を少し読み上げさせていただきますと、まず、水際対策の実施については、病

原性等を踏まえまして、専門家の意見をもとに機

動的に縮小などの見直しが可能となるようにする

べきであるということが一点。それから、学校等

の休業要請につきましては、国が一定の目安、例

えば方針であるとか基準、そういうふたこと、国が

一定の目安を示した上で、地方自治体が運用を判

断するべきであるという点。それから、医療従事

者の生命と健康を守り、我が国社会の混乱を回避するためには、まさに国家の危機管理の問題ととして、政治の責任において国及び地方公共団体が総力を挙げて対処することが必要だ、こういうことを言っておるんですけども、今回の東日本大震災の対応を見ておりましても、私は、政府のやつておられる対応はいろいろな面で非常に不満があります。

特にあれなのは、国が自治体に指示をして、自

治体が住民に対し何らかの施策を、手を打つわけですけれども、自治体によって物すごく反応が、対応が違う。対応が違うというのは当たり前かも知れませんけれども、ある自治体では非常によく、先ほど申し上げた地方公共団体関係者と実務者の検討協議会につきましては計三回、二十四年の二月二日、そして十三日、さらには三月六日。

そして、直近におきましては、中川大臣も全国知事会と電話会談もしていただくなど、丁寧に実務者と、それから知事会の皆さん方も意見交換を行つてきたというところでございます。

さらに、実際に対策を講じた自治体、地方公共団体からも、企業活動などの社会活動の制限についてもあらかじめ法制化をしておくべきではないかという誤差があつたときに、やはり国家の行政機能、政治機能として、もう少し同じような、ナショナルミニマムというか、そういうふたものを確立するべきであるという御指摘をいただいてきましたところでございます。

それを受けまして、今法案につきましては、まず、検疫の実施などの新型インフルエンザ等の対応が一つの教訓になつていると考えるんですけれども、政府側における三年前の事案の検証は、

新型インフルエンザ（A/H1N1）対策総括会議において行われております。この報告書は今回

の法案にどのように生かされているのか。

つまり、これも、想定して準備をしたけれども

全部使われなかつた、こういうことが事実としてありますよね。だから、報告書を読めばわかるところから、医療従事者にいうことかもしねいけれども、どのように今回

の法案作成に役立てられたのかどうかについて聞

きたいと思います。どなたでも結構です。

○園田大臣政務官

先生御指摘の三年前の新型イ

ンフルエンザの発生に対する対応について、厚生

省の新型インフルエンザ対策総括会議、これは二〇一〇年六月に報告書が取りまとめをされて

いたところでございます。

この報告書の指摘を少し読み上げさせていただきますと、まず、水際対策の実施については、病

原性等を踏まえまして、専門家の意見をもとに機

動的に縮小などの見直しが可能となるようにする

べきであるということが一点。それから、学校等

の休業要請につきましては、国が一定の目安、例

えば方針であるとか基準、そういうふたこと、国が

一定の目安を示した上で、地方自治体が運用を判

断するべきであるという点。それから、医療従事

者の生命と健康を守り、我が国社会の混乱を回避するためには、まさに国家の危機管理の問題ととして、政治の責任において国及び地方公共団体が総力を挙げて対処することが必要だ、こういうことを言っておるんですけども、今回の東日本大震災の対応を見ておりましても、私は、政府のやつておられる対応はいろいろな面で非常に不満があります。

特にあれなのは、国が自治体に指示をして、自

治体が住民に対し何らかの施策を、手を打つわけですけれども、自治体によって物すごく反応が、対応が違う。対応が違うというのは当たり前かも知れませんけれども、ある自治体では非常によく、先ほど申し上げた地方公共団体関係者と実務者の検討協議会につきましては計三回、二十四年の二月二日、そして十三日、さらには三月六日。

そして、直近におきましては、中川大臣も全国知事会と電話会談もしていただくなど、丁寧に実務者と、それから知事会の皆さん方も意見交換を行つてきたというところでございます。

さらに、実際に対策を講じた自治体、地方公共団体からも、企業活動などの社会活動の制限についてもあらかじめ法制化をしておくべきではないかという誤差があつたときに、やはり国家の行政機能、政治機能として、もう少し同じような、ナショナルミニマムというか、そういうふたものを確立するべきであるという御指摘をいただいてきましたところでございます。

それを受けまして、今法案につきましては、まず、検疫の実施などの新型インフルエンザ等の対応が一つの教訓になつていると考えるんですけれども、政府側における三年前の事案の検証は、

新型インフルエンザ（A/H1N1）対策総括会議において行われております。この報告書は今回

の法案にどのように生かされているのか。

つまり、これも、想定して準備をしたけれども

全部使われなかつた、こういうことが事実としてありますよね。だから、報告書を読めばわかるところから、医療従事者にいうことかもしねいけれども、どのように今回

の法案作成に役立てられたのかどうかについて聞

きたいと思います。どなたでも結構です。

○園田大臣政務官

先生御指摘の三年前の新型イ

ンフルエンザの発生に対する対応について、厚生

省の新型インフルエンザ対策総括会議、これは二〇一〇年六月に報告書が取りまとめをされて

いたところでございます。

この報告書の指摘を少し読み上げさせていただきますと、まず、水際対策の実施については、病

原性等を踏まえまして、専門家の意見をもとに機

動的に縮小などの見直しが可能となるようにする

べきであるということが一点。それから、学校等

の休業要請につきましては、国が一定の目安、例

えば方針であるとか基準、そういうふたこと、国が

一定の目安を示した上で、地方自治体が運用を判

断するべきであるという点。それから、医療従事

者の生命と健康を守り、我が国社会の混乱を回避するためには、まさに国家の危機管理の問題ととして、政治の責任において国及び地方公共団体が総力を挙げて対処することが必要だ、こういうことを言っておるんですけども、今回の東日本大震災の対応を見ておりましても、私は、政府のやつておられる対応はいろいろな面で非常に不満があります。

特にあれなのは、国が自治体に指示をして、自

等に係る対策を中心となつて担う広域自治体として、まず感染防止のための協力要請、それから医療提供体制の確保、そして物資の確保など、住民の生活、地域経済の安定に関する措置をやつていくということ。
それから、市町村については、国及び都道府県の方針に基づいて、これは住民に最も近い地方公共団体としての役割になるわけですが、具体的には、住民に対する予防接種、それからその他の住民生活等の安定に関する措置、これを実施していくと、いうふうな具体的なところがあるというふうに思います。

て広報をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○竹本委員 インフルエンザが海外で発生して、それに日本人がかかった場合に国としてどういう対応をとるのか、ちょっと聞いてみたいと思います。

実際、外国において備えが十分でない、そういうときにはこういったインフルエンザにかかる、大使館とか領事館に行けばいいのかどうか非常に迷うと思うんです。

私自身も実はちょっとそんな経験があるんですけれども、わけのわからない、スマックフルーとかいうものにかかりまして、何か熱が物すごく出まして、わけがわからんんですね。普通の風邪薬を飲んでも効かない。やつと病院へ行って、何とそれがストマックフルー、風土病的な病気、風邪なんですけれども、わかりました。

非常に不安になるんですね。何も備えがありますし。ですから、そういうケースについて、邦人がそういう病気にかかった場合、現地の外務省では、出先ではどのように対応しているのか、聞かたいと思います。

○中野大臣政務官 今委員御指摘のとおり、まことに、この状況が起っているかわからないというのを一番問題だと思いますので、まず情報をしっかりと収集して、その情報をしっかりと、できる限り多くの邦人の方に提供しないといけないということだと思います。

その点では、当然のことながら、まず、現地の在外公館が中心になりますて、あとは国際機関と連携をとりまして、情報をしっかりと収集していく。その情報を今度は、在留邦人の方々に対しましては、例えば連絡協議会ですか、ホームページですか、あとはメールなんかを登録していただいている方に対しましてはメールサービス、あるいは場合によっては、感染症の危険情報を発出するという形で情報をまず提供させていただいくことだと思っております。

○竹本委員 次に、停留場所のことについて聞き出ます。

周辺の宿泊施設等の理解や協力を得つつ確保に努める、こういうふうに我々の提言ではじておいたんですけども、この法案においては、一定の場合には同意等によらず停留場所を強制的に確保す。

そして、その中で、例えば、まず帰国をされたいという希望がある方に対しましては、定期航空便がまだ運航している中にできる限り迅速に帰国

します。

あと、委員御指摘の中でいえば、例えば医療状況が非常に悪い地域とか国がございますが、そういうところにおきましては、抗インフルエンザウイルス薬などを在外公館でしっかりと備蓄していくというふうに努めております。

○竹本委員 こういう患者が帰国したいと言います場合に、もちろん民間航空機がある場合はそれを利用すればいいのかもしれないけれども、ないかと思うんですが、いかがですか、防衛省。

○下条大臣政務官 先生にお答えさせていただきます。

防衛省としましては、新型インフルエンザ対策計画に基づきまして、主たる任務の継続的遂行に万全を期すとともに、自衛隊員の安全を確保した上で、関係機関からの要請に応じて対応させていただいています。

例えば、在外邦人の輸送でございます。これは、自衛隊法第八十四条の三に基づいて、外務大臣からの依頼に応じ、発症国から日本の検疫実施空港または港湾まで、自衛隊の航空機等による在外邦人等の輸送を行っております。

また、水際対策としましては、医官等による検疫支援があります。これは、厚労省からの御依頼に応じ、可能な範囲で医官等による検疫業務への

することができるようになります。

このようない停留場所の確保については、できる限り任意の協力を得て行うべきだと思いますが、どういう工夫をしておられるのか。相手の意思に反してやらなきゃならない場合もあり得るんだと思いますが、これについてお答えいただきたい。

厚労省。

さらに、このホテルチエーンの協力のみでは対応ができない事態にも備えまして、想定される海外の発生地域と日本との交通状況等を踏まえたシミュレーションを関係省庁と実施しながら、特定検疫港等、特定検疫港等といふのはいわゆる集約海空港でございますけれども、その周辺のホテル協会等と協議を行いまして、事前に任意の協力が得られるように努めたいと考えております。

○竹本委員 次に、国内において強制力をを持つて対応しなきやならないケースをちょっと想定して質問したいと思います。

国内において人から人への感染が確認された場合に、さらなる感染拡大を防止するために、一定地域を封鎖して、人・物・金全ての移動を禁止することも必要になると考えますが、このような可能性はあり得るのかどうかということ。さらに、そのような可能性があるのであれば、その法的根拠は何かということ。

また、国民への自主的な呼びかけでなく、強制力をを持たすために、違反時の罰則等も考えておく必要があります。これは、厚労省からの御依頼が必要があるのであれば、その法的根拠としてはどう考えておられます。

〔委員長退席、津村委員長代理着席〕

○竹本委員 新型インフルエンザ等の緊急事態について、一定の要件に該当する場合に政府対策本部長が宣言を行いますが、宣言後に行い得る措置に、国民の権利と自由を一定期間にわたり制限する性質のものも含むというふうに考えられますので、そういう立場からすれば、緊急事態の要件について政令で定めるに当たって慎重な判断が必要とを考えます。どのような政令を考えられるのか、まずはお聞きしたいと思います。

それから、その際の封鎖ラインの維持等には、自衛隊が何らかの役割を果たすのか、あるいは警察がやるのか。どちらがやるにしても、その法的根拠についてお伺いしたいと思います。

○中川国務大臣 新型インフルエンザ等緊急事態宣言の二つの要件として、まず一番、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める、この要件、それから

次に、全国的かつ急速な蔓延により国民生活及び國民經濟に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態として政令で定める、こういうふうになつております。

まず一番目の、國民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして定める要件としては、例えば、発生した新型インフルエンザ等のウイルスの病原性が高いものである場合、二番目に、海外で発生した新型インフルエンザの臨床例の集積によつて、通常のインフルエンザとは異なる重症症例が多く見られる場合、いわゆる多臓器不全とかウイルス性肺炎とか脳症などなんですが、こういうことを考えております。

また二番目の、全国的かつ急速な蔓延により国民生活及び國民經濟に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態として政令で定める要件といふのは、例えば、確認された患者が多数の人に感染させる可能性のある行動をとつた場合などの、いわゆる多数の患者が発生する蓋然性が見込まれる状況など、社会的混乱が生じると予測される事態を定めていくことにしております。

いずれにしても、新型インフルエンザ等の発生時に迅速かつ的確に判断できるように、具体的な要件について、今後、専門家等の御意見も踏まえつつ、検討をしてまいりたいというふうに思つております。

○竹本委員 緊急事態という言葉は法律用語で、実定法ではいろいろ出てくるんですけれども、ちょっとと思つて、緊急対処事態、これは事態対処法の大規模テロのケースですけれども、そういう言葉がありますし、原子力緊急事態宣言、これは原子力災害対策特別措置法であります。それから、災害緊急事態の布告というのは、これは災対基本法であります。緊急事態の布告、というのには、警察法、警察権の内閣総理大臣による統制、こういったところに規定されております。

非常に緊急事態という言葉がたくさんあるわけですね。それで、緊急事態と言わいたらどれを指すのかと混乱するケース、重複して緊急事態とい

うこともあり得るのかなと思います。だから、それがだけに、今、割合明快に答えていただきました

けれども、政令で明確に認識できるような区別を

して、それをきちんと國民に布告をしないとやはりいけないのではないかと思つております。その辺は、未経験の分野でもありますから非常に工夫を必要としますので、しっかりといろいろな専門家の意見を聞いて、政令を決めていつてもらいたいというふうに思います。

三年前に、先ほど言いました、インフルエンザ(H1N1)二〇〇九が流行したときには、病原性に応じた柔軟な対応を欠いたという指摘があると承知しております。他方、國民の健康に影響を及ぼす事案であることから、軽々にその措置をやめればいいというものでもないと思います。解除宣言に当たっては、あらかじめ専門家の意見を十分に踏まえ分に踏まえて行うべきだと考えます。

実は私、昔、災害対策を仕事として今の国交省でやつておったことがあるんですけども、三原山の噴火が起こりまして、一万人の島民を東京都

大田区の体育馆に一日で移動してもらつたんで

すが、あのときの経験で、一ヶ月おられて、もう

再爆発はしそうにないから島民を帰そうと、中曾根内閣のときです。後藤田さんが官房長官だった。

そのとき、非常に帰すのに判断に困るんですよ。

地震の専門家は、やはり一つでも可能性があれば、まだ危ない、こう言うわけです。いつまでも、安全だと安全宣言してくるのを待つていられない。一年も二年も待つていられるわけがない。

そこで、どうしたかというと、たしか私の記憶

によれば、患者がたくさん出て病床が足らない、こうい

うことも十分考えられるんですけれども、そう

いった場合は、どういう対応をするんですか。

○竹本委員 参考人 国内で新型インフルエンザが蔓延し、患者が急増している状況では、重症の入院患者には退院を促し、重症者の治療に必要な病床を確保することや、臨時応急的に新型インフルエンザの入院患者を感染症病床以外の病床でも受け入れたり、定員を超えて受け入れることなど

の措置を各医療機関において講じることにより、

医療提供体制の維持を図ることが想定されており

ます。

そうした取り組みをもつとしても、病院等の許

容量を超えるなど、新型インフルエンザ患者に対

する必要な医療を提供できない場合には、法案第

ですよ。

ですから、一旦、緊急事態の布告をしておつて、さあ、もういいよと言うのは非常に難しいと思うんですが、その辺についてどう考えておられるが、

〔津村委員長代理退席、委員長着席〕
○田河政府参考人 先生御指摘のとおり、この緊急事態宣言の解除、非常に難しい面もござります。

そういう意味では、専門家の意見を十分に踏まえていくこと、これも重要であるというふうに考えております。

この新型インフルエンザ等緊急事態宣言解除につきましては、政府対策本部長が判断、決定することになりますが、具体的には、厚生労働大臣が、国立感染症研究所等の協力のもとに、WHOあるいは先進諸国の感染症担当組織、専門家等を通じて最新の見や状況を収集し、その情報をもとに政府対策本部長が決定することになります。

その新型インフルエンザ等緊急事態宣言の解除につきましては、御指摘のとおり、國民の健康に及ぼす重要な事案であることから、あらかじめ学識経験者の意見を聞いて行うことと考えております。

以上でございます。

○竹本委員 その緊急事態が発生した場合、例えば、患者がたくさん出て病床が足らない、こうい

うことも十分考えられるんですけれども、そう

いった場合は、どういう対応をするんですか。

○外山政府参考人 エンザの入院患者を感染症病床以外の病床でも受け入れたり、定員を超えて受け入れることなど

の措置を各医療機関において講じることにより、

医療提供体制の維持を図ることが想定されており

ます。

現在、一年半かかると言われております全住民

分のワクチンの製造期間を六ヶ月に短縮したい

うことで、それを目指しているわけですけれども、細胞培養法など新しいワクチンの製造法の研

究開発や生産ラインの整備を推進することについ

て、平成二十年六月に自公両党でまとめました、

与党鳥田新新型インフルエンザ対策に関するプロ

四十八条に基づきまして、都道府県知事は、臨時の医療施設を開設し、応急的な医療を提供することとなります。

○竹本委員 おっしゃるように、四十八条、それから四十九条に関しての御発言がありましたが、それと同様の体制といふのは、既存の医療施設を最大限に活用することが基本です。どうしてもだめなときは、おっしゃるように、同意を得ずして土地等を利用するケースは、まれだとはいえ、あり得ると思うんです。

だから、事前にそういうことへの対応を考えた場合、防災協定というのがございますよね、事前に、緊急事態にはおたくの病院は協力してくださいよという同意をとつて、そういう防災協定をきちっと結んでおけば、ある日突然、嫌がる人の土地を強制的に使う、ベッドを強制的に使うということにはならないのではないか。だから、ふだんの備えが非常に必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○田河政府参考人 先生御指摘のとおり、事前に、あらかじめさまざまな関係者と合意を得ておることは非常に重要であるというふうに考えておられます。

そのため、今後、この法案に基づきまして、都道府県でも都道府県の行動計画等を策定いたすわけですが、そうした際には、医療関係の確保、そういう場合に必要な事前の関係者との合意形成、そうしたるものにも努めていくべきであるというふうに考えておられます。

○竹本委員 次に、ワクチンの問題について聞きたいと思います。

現在、一年半かかると言われております全住民分のワクチンの製造期間を六ヶ月に短縮したい

うことで、それを目指しているわけですけれども、細胞培養法など新しいワクチンの製造法の研

究開発や生産ラインの整備を推進することについ

て、平成二十年六月に自公両党でまとめました、

与党鳥田新新型インフルエンザ対策に関するプロ

同意を得て使用した場合には、その補償、使用料を当然払うんだと思いますが、同意を得ないで使用することができるのかどうかということ、同意を得ないで使用をした場合には補償を当然するんだと思いますが、そのことについて確認をいたしたいと思います。

第四十九条 は、医療施設等の開設に伴います土地の使用等に関する規定を置いております。

います。その法律の手続規定、そこを特例措置を設けて、そういう火葬等の手続ができるようになります。そして、地方公共団体の方のお話を聞きますと、火葬場なども通常の時間だけでなく夜間等も火葬場の事業を継続するなど、特別な対応をするといふことも想定しておりますが、それでもなおかつ難しい場合、こうした場合には、これはこの法案でも規定を設けておりますが、一時的な埋葬がでるべきよう、都道府県知事が埋葬を行つうな規定も設けて、これは当然、御遺族の感情などにも配慮しながら対応する必要があると思つておりますが、こうした規定も設けて対応を万全にするつもりでございます。

○竹本委員 埋葬法においては、「亡くなられてから二十四時間以内は埋葬行為はできない」というふうになつてゐると思いますが、ただ、これは感染症ですので、どんどん広がる可能性があります。そうすると、「亡くなられた」ということが判定されればすぐ埋葬というか焼却しなきやならないというケースも十分あり得るのではないか。そういうケースを、想定ですけれども、どう対応されますか。

○田河政府参考人 この御遺体の処理、これは、公衆衛生上の問題、そうしたことの考へる必要がございます。

それで、先ほど、埋葬、これは法案の五十六条の規定でございますが、五十六条のところにおきまして、第一項におきまして、まず最初に、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときに墓地埋葬法の手続の特例を定めるという規定を置き、さらに、先ほど御説明しましたが、第二項におきまして、埋葬または火葬を行う者が火葬場または火葬を行つことが困難な場合は、火葬場が能力の限界を超えた場合、そういうところでございますが、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、厚労大臣の定めるところによつて都道府県知事は埋葬または火葬を行わなければならない、こういう

○外山政府参考人 ちよつと補足の答弁をいたし
ますけれども、現行法の墓埋法で、二十四時間経過後でなければこれを行つてはならない、たゞし、他の法令に別段の定めがあるものを除くほか現行法でそつなつております。感染症の方でこれが一類感染症等で汚染された疑いがある死体は、ということになりますと、二十四時間以内に火葬し、または埋葬することができるという規定が既にございますので、この運用ができるんじやないかというふうに思つております。

○竹本委員 もう時間が来ましたのでやめますが、要は、この五十六条が、他に特別の定めがある場合に該当するということと、そして、そのほかの既存の規定もあるから、二十四時間以内の処理も可能だというふうに理解いたします。

時間が来ましたのでこれで終わりますが、この法案は、もともと数年前から自公両党でいろいろ検討してきたことでもあり、また現政権はそれだけ十分理解をいただいてると思いますが、今回の法案としてそういう形を持ってきていただいたことは、非常に私は多としたいと思います。

それで、やはり一番問題は、現実に起こつてないことを、起つた場合どうするかということなので、やはり相当防災訓練をやらないといけない。訓練をやらないといけない。先ほどインドネシアの例を出しましたけれども、ぜひそういうものを政府主導で、あちこちで訓練をしていただかないといざというときに動かない、それを非常に私は危惧をいたしております。

どうぞ十分な配慮をしていただいて、例えば消火器なんかでも、置いてありますけれども、人に一人ぐらいしか使えないんじやないかと思いまます、実際使つていなければ、簡単なことでそういうものでありますから、いろいろ想定されることについて十分な防災訓練をされますことを希望いたしまして、強く要請いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○荒井委員長 次に、本村賢太郎君。

○本村委員 民主党的本村賢太郎です。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、この法案の文言について確認をしたいと思うのですが、四十五条の「感染を防止するための協力要請等」、四十九条「土地等の使用」、五十四条「緊急物資の運送等」、五十五条「物資の売渡しの要請等」という中に、正当な理由でないという文言がござります。この正当でない理由の正当とは何を意味するのか、まず冒頭にお聞きしたいと思います。

○田河政府参考人 ここで正当な理由なくといふ形で規定している、これは、主観的にやりたくないとかそういうことではなく、客観的な事情によつていろいろなことができない、そういう場合を考えた規定でございます。

○本村委員 次に、昨年九月に改定されました新型インフルエンザ対策行動計画について、一点お伺いしたいと思うんです。

この中に、スペイン・インフルエンザ並みの想定をされておりまして、医療機関に受診する患者数が上限で二千五百万人、死亡者数が上限六十四万人に上るということで、その健康被害は甚大なものだと考えておる次第でございますが、万が一、このスペイン・インフルエンザ並みの新型インフルエンザが来た場合、日本国内の経済被害や国の負担額などはいかがなものか、お伺いいたしました。

○田河政府参考人 実際の被害がどのようなものか、なかなか難しい面もございます。そうした新型インフルエンザの被害想定につきましては、幾つかの試算もございます。前提等が違う場合もございますが、たしか世界銀行等々の機関で推計した試算では、重度の場合、大体GDPが四・八%ぐらい落ちるんじゃないかな、そうしたような試算もあつたというふうに覚えております。

○本村委員 この行動計画の中に想定されていることに関して、やはり国として経済被害とか国の負担ぐらいは想定しておく必要があるのではないか

第一類第一号 内閣委員会議録第五号 平成二十四年三月二十三日

かと思いますので、ぜひとも大臣の御指導をお願いしたいと思っています。

次に、住民に対する予防接種についてお伺いいたします。

平成二十一年の新型インフルエンザ発生時におきましては、推定接種者数が二千三百八十三万人ということで報道がなされておりますが、この新型インフルエンザワクチンの副反応が二千四百一十一人報告されており、そのうち、重篤例が四百十四人、そして死亡例が百三十人となっております。

この新型インフルエンザ及び感染症においても、予防接種による副反応の可能性は否定できません。この新型インフルエンザに対する副反応の可能性は否認できません。そこで、健康被害への対策が講じられているのか、お伺いいたします。

○田河政府参考人 お答えいたしました。

この法案第四十六条によります住民に対する予防接種につきましては、これは、予防接種法第六条第一項の予防接種として実施されるものでございます。このため、予防接種により、仮に健康被害が生じた場合におきましては、予防接種法の規定によりまして健康被害救済を行うこととしておりまして、その給付水準につきましては、予防接種法上の臨時接種、これは仕組みの中でも高い給付水準になっておりますが、その水準を適用することとしております。

○本村委員 次に、医療関係者に対する補償についてお伺いいたします。

第六十二条、六十三条において、医療関係者に対する損失補償及び損害補償が定められておりますが、文言の確認も含めて、医療関係者とはどの範囲まで指すのか、お伺いいたします。

○田河政府参考人 お尋ねの点でございます。

本法案では、医療の提供を行うため必要があるときは、医療関係者に対して要請、指示を行うことができるようになります。要請、指示を受けて業務に従事し、損害を受けた医療関係者に対して補償を行うこととしております。

その具体的な要請、指示の対象につきましては、政令等で定めることとしております。その政令につきましては、今後、関係者の意見を踏まえながら検討していくこととしてしております。

○本村委員 次に、この医療関係者に対する補償に関する、これも確認も含めてなんですが、国の負担の割合、そして地方の負担の割合についてお伺いしたいと思います。

これは、今回の被災地の瓦れきの問題に関してお伺いいたします。も、地方負担というものは大変大きな問題となつてお伺いいたします。

○田河政府参考人 お尋ねの、医療関係者の補償

に関する国と地方の負担の関係でございます。

この法案におきましては、新型インフルエンザが全国的に蔓延し、短期間に数十万人の死亡者が発生する、そういう意味では、大規模災害と類似す

る面がございます。そうしたことも踏まえまして、本法案におきましては、新型インフルエンザが医療関係者に対する補償につきまして、これはほんのものと同様でございますが、まず、その二分の一を国が負担するとともに、災害救助法に倣いながら、地方公共団体の財政力に応じて、国庫負担率のかさ上げを八割とか九割、そういう形で措置を講じていくこととしております。

また、これに加えまして、新型インフルエンザ等緊急事態に対処するために地方公共団体が支弁する費用に対して、国が必要な財政上の措置を講ずる規定も設けているところでございます。

○本村委員 次に、財政上の措置について、七十

条第一項の予防接種として実施されるものでございます。このため、予防接種により、仮に健康被害が生じた場合におきましては、予防接種法の規定によりまして健康被害救済を行うこととしておりまして、その給付水準につきましては、予防接種法上の臨時接種、これは仕組みの中でも高い給付水準になっておりますが、その水準を適用することとしております。

○本村委員 せひとも、想定外の可能性もありますので、国として万全な対応をとれるように、大臣の御指導をよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、日本が新型インフルエンザの初発となつた場合、WHOのパンデミックフェーズ4あたりになるんでしょうか、人から人への感染が確認された場合、どのような対策が国内では講じられるのか、御答弁をお願いいたします。

○中川国務大臣 世界で日本が発症地といいますか、新型インフルエンザが国内で発生をしたといふことを前提にして、厚生労働省を通じて、まず直ちにウイルスの情報や患者の状況の把握をしていくということ、それから適切な医療提供体制を確保していくこと、そして周囲への感染状況などのサーベイランスを実施していくことなどで、的確に対応していくということになつております。さらに、国内初発の都道府県に現地対策本部を設置しまして、国と地方自治体が一体となつて初動対応をするということになります。

基本的には、新型インフルエンザ等の最初の発生は海外であろうというふうに予測をされておりますが、文言の確認も含めて、医療関係者とはどの範囲まで指すのか、お伺いいたします。

○田河政府参考人 お尋ねの点でございます。

本法案では、医療の提供を行うため必要があることは、医療関係者に対して要請、指示を行うことができるようになります。要請、指示を受けて業務に従事し、損害を受けた医療関係者に対して補償を行うこととしております。

先ほど、予防接種に関する御質問についてお伺いいたしましたが、例えば御両親が医療関係者で

と思います。

○本村委員 今御答弁いただいたように、新型インフルエンザは、想定は海外発生ということであれば法律で想定されていないものなどに対しても負担が生じた場合、国としてどのような対応をされるのか、大臣にお伺いいたします。

○中川国務大臣 前半の答弁でもお答えをしたんですが、これは大規模災害と同じような枠組みの中で判断をしていくことだと思うんです。そういう意味で、ワクチンだけじゃなくて、さまざまな費用がかかるとすれば、救助法の対応に準拠しながら中身を詰めていくことになります。

○田河政府参考人 お尋ねの、医療関係者の補償

に関する国と地方の負担の関係でございます。

○本村委員 本法案におきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法案は、社会機能を維持する上の大変大きな役割を担っている法案だと私は思っておりますので、国内での問題に関しても十分捉まえていただきたいと思います。

○外山政府参考人 次に、社会福祉施設等の休業に伴う代替措置についてお伺いをしたいと思います。

次に、日本が新型インフルエンザの初発となつた場合、WHOのパンデミックフェーズ4あたりになるんでしょうか、人から人への感染が確認された場合、どのような対策が国内では講じられるのか、御答弁をお願いいたします。

○中川国務大臣 世界で日本が発症地といいますか、新型インフルエンザが国内で発生をしたといふことを前提にして、厚生労働省を通じて、まず直ちにウイルスの情報や患者の状況の把握をしていくこと、それから適切な医療提供体制を確保していくこと、そして周囲への感染状況などのサーベイランスを実施していくことなどで、的確に対応していくことになつております。さらに、国内初発の都道府県に現地対策本部を設置しまして、国と地方自治体が一体となつて初動対応をするということになります。

基本的には、新型インフルエンザ等の最初の発生は海外であろうというふうに予測をされておりますが、文言の確認も含めて、医療関係者とはどの範囲まで指すのか、お伺いいたします。

○田河政府参考人 お尋ねの点でございます。

本法案では、医療の提供を行うため必要があることは、医療関係者に対して要請、指示を行うことができるようになります。要請、指示を受けて業務に従事し、損害を受けた医療関係者に対して補償を行うこととしております。

先ほど、予防接種に関する御質問についてお伺いいたしましたが、例えば御両親が医療関係者で

あつた場合など、さまざまなもので、さまざまのことを想定されますので、さまざまのことを想定しながら御対応をお願いしたいと思っております。

ます。

ます。
今法案に関しまして、国民の期待も大変強いと
ころでありますし、全国知事会や、さらには日本

○本村委員 大臣から強い決意もお伺いいたしました
一体感がこの問題に対しで出るという状況にして
いきたいというふうに思つております。

先ほども少しございましたけれども、先生御指摘のようすに、三年前は弱毒化でございました。私どもが今想定をさせていただいて対策を講じると

次に、先ほど自民党の委員の方からも御質問ありましたように、周知法に関しては大変これから大きな問題だと思ひますので、大臣の強いリーダーシップをお願いしたいと思つていますが、ちょっとと一点、本法案の中で、七十六条から七十一条で罰則規定が設けられておりますが、どちら

シップをお願いしたいと思っているんです
今出来、科学的根拠が少し乏しハのかな

○荒井委員長 次に、磯谷香代子さん。

りました。そういうたところの一つ一
去葉でどういった形で付葉を盛り入

ほとんど設けられていないのはどうしてなのか、お伺いいたします。
○田河政府参考人 罰則についてのお尋ねでござります。
本法案におきまして、医療従事要請や、あるいは

も望んだ法案でありますので、皆さんで協力し

本日は、質問の機会をいただきまして、大変ありがとうございました。もう既にさまざまなお観点からの質問がございましたので、重なる点もあるかと思いますけれども、よろしくお願ひいたします。三年前のあるインフルエンザについてですがあのときは私は本当に一般市民としてテレビを

まず、水際対策につきましては、やはり病原性が、弱毒あるいは強毒といったところで、弱毒性であつたわけでございます。したがつて、そういうところからすると、その体制の整備に関する、たゞ一歩進んでいきたいと思います。

場合には、外に出の自肃を諂ひるに従事し物の専門等の措置を講ずることとしております。ただし、こういった要請、指示に従わなかつた場合は、ましては、御指摘のよう、罰則規定は置いておりません。

に対する大きな影響がある、それを、最悪の状況

よく持見していたんですねけれども、当初、新型コロナウイルスの感染拡大が問題になっていたときに、鳥インフルエンザということが話題になって最初に取り上げられていたのは、非常に鳥インフルエンザの怖さですね。東南アジアの方で鳥インフルエンザがそろそろ出てきていたので、それに対してどのような懸念があるかということが非常に取り扱われていました。

かたなのではないかと、結括会議報告書においても御指摘がございました。

強制的に業務を行わせたとしましても、適正な執行は期待できません。かえつて適切な対策の実施に支障を及ぼしかねないおそれもございます。国民保護法も同様な仕組みとなつております。また、催し物の制限等につきましては、これは本当に病原性の高い新型インフルエンザでござります。要

門家というのをしつかり組み込みながら、その知識に基づいてしっかりと説明できるような、そういう体制をつくっていくことが大切だと思っています。

て、あれ、騒いだ割には大したことなかつたのかな。
しらというような印象だけが残る結果になつたと
個人的には思つております。

いずれにしましても、新型インフルエンザ等対策は、適切に情報を提供し、そして説明し、自主的に御協力いただく、そうしたことでも私ども期待しております。そういうことから、本法においては、罰則規定は必要最小限なものとしております。

啓蒙の活動を展開して、しっかりと国民としての

○畠田大臣政務官 お答え申し上げます。

第一類第一号 内閣委員会議録第五号 平成二十四年三月二十三日

方が乗つて日本に着いたとき、座つている乗客の間を、防護服というんですか、全身、非常に物々しい格好をした人が歩いている映像とか写真で、あれもすごくインパクトがあつたんですね。座つている人はみんな普通の格好をしているのに、入っていく人が完全に、あなたたち誰か病原菌を持つついても私にはうつさないでねというような、非常にインパクトがあつたんですね。

ただ、結果、その効果についてはやはりさまざまな意見があつたと思われるわけですね。三年前に行つた検疫ですと、患者の発見というのは十一名であった。その数から見ると、検疫の効果といふに対し、どのように判断するかというのはなかなか難しいことだつたと思うわけですね。これも、先ほどからございますが、結果を見ると、弱毒性だったのと、インパクトに比べて実態が違つたというような印象を一般の人は多分相当持つたのではないかなどと思うわけですね。

そこで、厚生労働省にお聞きしたいんですけども、当時の水際対策についてはやはりいろいろ批判的な意見などもあつたわけですが、効果について、これは科学的な証拠というものはございませんでしようか。

○外山政府参考人 平成二十一年の新型インフルエンザに対する水際対策の科学的証拠といいたしますでは、発生後に行われました海外の研究によりまして、日本を含めた検疫の実施国において、国内感染をある程度の期間おこらせる効果があつた可能性を示唆する結果が報告されております。

また、厚生労働省の新型インフルエンザ専門家会議におきましては、水際対策は、海外での感染の広がりが限定的である場合等に侵入遅延に有効となる可能性が期待できる対策であるとの意見をいただいております。

こうした専門家の意見を踏まえまして、ウイルスの病原性や感染力、それから海外の状況等の情報を勘案いたしまして、合理的な範囲で水際対策を実施することが重要であると考えております。

○磯谷委員　ありがとうございます。
やはり重要なのは、ウイルスの病原性とか感染
力、海外の状況の情報に基づいて実施する合理性が
は当然必要なんですねけれども、その合理性が認め
られなくなつた場合の措置の終了なり縮小といふ
ところの、なつか否かの判断、これは、先ほどから
お話をあるように大変難しいところだと思うん
ですが、事前に想定しておくことが必要かと思いま
す。

ますのは、まず政府の意思決定、対策本部を通じて政府の意思決定のあり方、そして指揮命令関係の訓練、これはきちつとまず政府内でも関係省庁を集め対策を行つていく必要がある、訓練を行つていく必要があるというふうに思つております。

で、今回想定している新型というのとは本質的に違うわけなんですけれども、どうしても一般的な受け取り方として、インフルエンザですよねというような、多少の誤解も入るのではないかと私は思っています。

卷之三

卷之三

卷之三

次に、今度、事前の訓練についてお聞きできればと思います。

法案ですとか政府行動計画を定めることも大変重要なんですが、それを実際に、訓練などを通じて的確迅速に対策を実施したり検証することも必要だと思います。

国あるいは接触者外来の運営、現場の医療機関も含めて、そういういたところの運営のあり方。あるいは集団予防接種。これが実際に、先ほど、一ヶ月半から今度はワクチン接種が先行的にできるといったところがありますけれども、全国人民にと

ているインブルエンサと何か違いかあるのかどうか。政府が大げさに言つただけなんじやないかと。いうような、誤解があつて、印象を持つ人がいるのではないかと思うわけです。それが伝わらないと、予防についても対処についても甘くなつてしまふのではないかという懸念があるんです。

これは、三年前に実際に発症した自治体の方がおっしゃっていたことですけれども、現場ではほとんど混乱した点があるというお話をでした。タイムリーな情報交換が自治体と国の厚生労働省なりとできないなくて、テレビで情報を市役所の方も見て

いたとしたところのシミュレーションをきちっとやつていく必要があるというふうに思います。そういうふうなところを組み合わせてしっかりと行う必要があるのではないかというふうに考えておりまして、政府においては、平成十八年度以降、

園田政務官にお聞きしたいんですが、本法案では国民に対する普及啓発に関する規定も盛り込まれておりますが、国民に正しく理解してもらうため、どのような取り組みを行つていかれるのでしょうか。

情報が自分のところには来ていないけれどもテレビでは発表されているというようなケースもあつたということをおおしゃっていました。

四回にわたってこのインフルエンザの発生時を想定した訓練を実施してきました。また、地方公共団体においても行っているというふうには聞いておりますけれども、今後とも、国と地方を連携させていただいて、しっかりと行ってまいり

○黒田大臣政務官 先生御指摘のように通常のインフルエンザ、季節型のインフルエンザと、この新型インフルエンザ、とりわけ高毒性といったところは、大変、国民の中にもまだまだ理解が進んでいないのではないかという心配はやはりござ

等の発生に備えた訓練などのようなものを想定しているのかなどということ、また今後の実施予定について、お答えいただければと思います。

たいといふに考えております。
○磯谷委員 ありがとうございます。
次に、今度は国民への周知徹底といふことについてお聞きできればと思ひます。

います。そういうたまでは、この新型インフルエンザの、強毒性のもたらす影響といったものは、しっかりととまず国民の皆さん方に正しく伝わるよう努力をしていきたいというふうに思います。

先ほどもインドネシアの例が先生からもござ

今回の法案に基づいた対策などを実行する場合

だからこそ、こういつた国会審議の中でも取り

ましたけれども、やはり訓練をして、日ごろから備えといふものをきちんとやつておく必要がある。また、訓練することによって、行動計画の中にひょっとしたら何か抜け落ちがあるかもしれないと、あるいはその欠陥が見えてくるかも知れないということで、日ごろの訓練と、そしてまた備えといったことはきっちりとやっておく必要がある、というふうに思います。

に、国民の正確な理解とか納得がないとなかなかスムーズに対応できないのではないかと思つております。

特に、一般的なイメージとして、インフルエンザというのは毎年冬になるとあちこちで発症していくわけですね。ことしというか今シーズンについても、学級閉鎖もあちこちでありました。ただ、この冬に発症したインフルエンザというのは例えばソ連型であるとか香港型であるとかということ

上げていたらしくことは大変重要なことではなかつたかなというふうに私は考えておりまして、しかも、今回の法案においても、そういった国民の知識の普及であるとかあるいは理解の促進といったものも挙げさせていただいて、しっかりと政府としてもそれを取り組んでいく必要があるといったところを明確にさせていただいたところでござります。

したがつて、まずわかりやすく伝えることが必

要であろうというふうに思いますが、これが成立をさせていただいたら、すぐさま政府としては、まずわかりやすい、例えばリーフレットのようなもの、あるいはホームページも通じながら、わかりやすく国民の皆さん方に正しく知識を普及していくよう、私どもとしてもしっかりと努力をしていきたいというふうに思つておりますので、また何かございましたら、先生からも御指摘をいただければというふうに思います。

○穂谷委員

ありがとうございます。

やはり、わかりやすくという点も本当に大事でし、あと一つ、私が三年前のニュースなどを見ていたすごく感じたんすけれども、ニュースは時系列で進んでいくわけですね。毎日とか毎回、朝、昼、夜で多少現実の状況は変わるわけです。ニュースの内容自体も、毎回取り上げているんですけども、少しずつ変わっていく。ただ、その変遷で、国民全員が全部のニュースを見ているわけではないわけですよ。すごく忙しくて、ニュース 자체をほとんど見ていないという人もたくさんいるわけです。

例えば、被災地なんかで、放射性物質に関する見聞機会があつて、皆さん、やはり育児も含めても忙しくて、ニュース自体を見ていない。そうですねけれども、福島の方の若いお母さんたちに意見を聞く機会が一般的な国民よりも非常に多い方があつて、どう思われるにもかかわらず、情報が友達同士のうわさ話だということをおっしゃっている方がいたんですね。

福島で放射性物質に関していうのは、それがあるといふことから、この法案は大変重要なことだと思いますが、この法案、法律自体はいわゆる危機管理法制ということであります。國が国民の生命や財産を守る、そのために効果のある対策をとらなきやいけないから、期限を設けて国民の権利を制限する、こういう可能性のあるものであります。

政府は必要以上に権利制限に踏み込んではいけない、これは当然のことでありますし、第五条に

はこうなるというのは自分の中では整理されてしまう可能性というのを非常に懸念しています。

また、伝える側というのは、自分の中では時系列になつていてるのですから、きのうこう言つた

きょうはこう言つた、朝こう言つた、きょうの夜

は限らないと思います。

こういつたニュース、先ほどの園田政務官のお

話にあつたわかりやすくということの、今度は、

ではちゃんと伝わつていいのかということを考え

るのなら、小学生にもわかるような伝え方なども

必要だとと思うんですね。場合によつてはコンサー

トが中止になるかもしれない、ショックも大きい

ですから。

そういう場合には、実際に日々小学生に聞いて

みるとか、伝える人も自分の家族に聞いてみると

か、伝えたかったことが伝わつていいのかとい

うことです。

そういうふうに思つておられることは防ぎたいと

思つますので、情報の伝え方のみならず、伝わ

たかどうかということを、モニタリングと言うと

いうことで、知らないうちに自分自身がウイルス

を拡散させるような立場になることは防ぎたいと

思つます。

○園田大臣政務官

ありがとうございます。

今般のこのインフルエンザ対策の法案の作成に

当たりましては、やはりさまざまな御意見を頂戴

しなければいけないというふうに思つております。

○森山(浩)委員

幅広く御意見を伺つてきたとい

うことでありますけれども、法案を通していくに

当たつて、たくさんの人たちにこれで安心でき

る体制をつくれるんだよという部分、それと、こ

れで必要以上に権利制限はないんだよという部

分、この二点、両面の広報をぜひお願ひいたした

いと思います。

○森山(浩)委員

幅広く御意見を伺つてきたとい

○園田大臣政務官　先生御指摘のように、初回ではどのように考えておられますでしょうか？

制の対応というものが大変重要なになってくるというふうに思っております。したがって、この法案においては、インフルエンザ等の対策の初動対応をまず一元化させていただきました。

そして、関係省庁が緊密に連携をさせていただ

きながら、的確かつ迅速に対策を実施するため、この新型インフルエンザ等の発生時においては、まず、内閣総理大臣を本部長といたします対策本部を設置することになります。これは全ての国務大臣が入っての形になりますので、当然、政府内では、ここでまずきちんと連携がとれるというふうに思っております。

○圓田大臣政務官 これは、平成二十年九月十八日の関係省庁対策会議において、第一次素案が取りまとめをされております。これは、先行接種の実施を行う事業者、また、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対して、臨時の予防接種を定めているということになりますけれども、この特定接種というのは、何人分を想定されているのか、また、順位はどのように決めるのか、というようなことは、お考えがありますでしょうか。

議、案で示したところがございます。

それに基づきまして、今般の法案においては、

まず政府の行動計画、そして、この行動計画において、登録の基準に関する事項を定めることとしております。具体的な内容については、今後、やはり幅広い関係者の皆さん方の御意見を頂戴しながら決めてまいりたいと、ふうに思つておるところでございます。

まず、この二十年當時の考え方方が今般の検討の前提になつてゐるというふうに考えておるところですございまして、今回の法律においては、他の危機管理制度をやはり参考にさせていただきたい。

そして、それに基づいて、指定の公共機関制度を設けたという形になつて います。

それから次に、登録事業者に対しましては、医療の提供であるとか、あるいは国民の生活や経済の安定に寄与する業務を継続的に実施する努力義務

務がここで課せられているところでござります。したがいまして、それに際しての登録事業者は、接種を実施する厚生労働大臣が必要と認める場合には、その社内の診療所の活用など、接種の円滑化的な実施の協力をしなければならないという枠組みがまずこの中で決められているところでございます。

あるいは、人数はそれによっておのずと決まってくるわけでございます、対象者が決まっていけば人数も決まっていくわけでござりますけれども、そういうたどころも含めて検討をしていただきたいとうふに考えております。

○森山(浩)委員 人数のことなんですが、何千人というのは要らないんですけども、例えば十万の単位なのか、百万の単位なのか、一千万ぐらいになるのか、こういう桁でいうと、どのぐらいのイメージを持っておられますか。

○田河政府参考人 現在、東南アジア等で発生しているウイルスをもとに、ブルバントミックワクチンの備蓄を進めております。年によつていろいろ株の種類を選定して、これはどういうウイルスがはやるかわからないということで、株の種類を違えて備蓄を進めておりますが、基本的には、最近、毎年一千万人分の備蓄をしている、そういう状況でございます。

○森山(浩)委員 一千万人分というようなことになると、かなり大きな数になります。例えば、お医者さんが特定接種をする。では、お医者さんの配偶者はどうなのか。濃厚に接触をしますから、家族はどうなのか、子供はどうなのか、こういうこともやはり検討していくかなければならなくなるのではないかと思いますので、これは平成二十年の「進め方について」というのを下敷きにするということをございます。これを下敷きにしながら、一体どこまでが一千万に入るのかといふようなことを前提に議論をしていただきたいと思います。これは、百万ですというのとは全然質が変わつてくると思いますので、ぜひそこのところを踏まえながら検討いただきたいと思います。

さて、私は、超党派の水の議員連盟で、九府省をまたぐ水の問題、何人かいらっしゃるんですけども、御一緒にさせていただいています。議員立法を目指して、一本化、一元化を目指しているの新型インフルエンザがはやったときの新聞記事に気になります。二〇〇九年八月十

五日読売新聞、下水処理水からタミフル成分、鳥飲み耐性化のおそれ、京大分析という記事なんですが。これは何かといいますと、先ほど、ワクチンが一千万人分とおっしゃいました。ワクチンの場合はまだいいんですが、薬を飲む、当時はタミフルをみんな飲みましょうということで、大量にみんな飲んだと思います。薬というのは、体の中に入つて、そのまま一〇〇%当然消化されるわけではない。そのままトイレから下水に流れていく、あるいは浄化槽に行くという話になつていくわけなんですが、では、このタミフルが自然界にあふれしていくのではないか、こういうことを思い、調査をしたチームが京都大学にあるわけですね。放流水、その中に、一リットル当たり数ナノグラム、ピーク時には三百ナノグラムというようなタミフルが検出をされた。そして、この処理水、処理場できちんとやっているところ、オゾン処理まですると九〇%以上が除去されるが、標準的な処理であれば四〇%ぐらいであるというようなことも書いてあります。

それに対しまして、日本が世界最大のタミフルの使用国であり、人の服用したタミフルの八〇%はそのまま体外に排出されると考えられる。この検出量は比較的高濃度であるということで、下水処理場から出た排水、この水を鳥インフルエンザに感染している鳥が飲んだときにタミフル耐性のウイルスができるのではないか、そのおそれがあるのではないか、こういう分析をされています。この分析についてどのようにお考えでしょうか。

○外山政府参考人 季節性インフルエンザ流行期に、下水処理水のタミフル濃度が一リットル中に約三百ナノグラム、一ナノグラムは十億分の一グラムでございますけれども、約三百ナノグラムまで上昇したという研究報告については承知しております。

この濃度は極めて低く、動物がその水を飲んでも、体内での薬効作用は限定的であり、動

物の体内でタミフルに耐性のあるウイルスが発生する可能性は低いと推測されると専門家も指摘しております。

ありがとうございました。

○荒井委員長 ありがとうございました。
ありがとうございました。
○荒井委員長 これにて本日の質疑は終了いたしました。

来る二十九日水曜日委員会を開会する
し、本日は、これにて散会いたします。

○森山(浩)委員 ありがとうございます。

すぐはどうこうということはないということですが、しかし、一千万人分の人に対しても薬を投与するというようなこともあるわけですから、これは、政府が発動するわけなので発動するときはわかるわけですね。発動するときに、同時に、例えば下水処理場あるいは管渠、浄化槽、こういう管渠をしている人たちに対して、こここの部分の濃度について気をつけてくださいよというような形で言うこともできるのではないかと思います。

これは、今回の小倉の中では、大手の二つの会社で、いろいろところで情報収集をするんだというふうに書いておりますので、ぜひ、薬を大量に使うんだというときには、その出口のところまでしっかりと見ていただきたいというふうに思います。やつていただけますか。

○外山政府参考人 先ほど御答弁いたしましたように、現段階では、動物界で耐性ができるほどの薬効作用を心配するほどでないということですが、ますけれども、可能性の話としてそういうこと

○森山(浩)委員 ありがとうございます。

本当に大きな感染ということになってしまいますと、それが与える自然への影響というようなところから、また人間にも影響が返ってくるということも考えられます。今回の法律、まずは権利の制限のこところ、あるいは政府の行動の仕方といふようなところをきつちり注意していくこと、また、薬を大量に使った後の部分をしっかりと調査

平成二十四年四月一日印刷

平成二十四年四月一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P